頁	新	旧
	店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について
	(1. 省略)	(1. 省略)
2	2. 相場状況の急変や経済指標の発表等により、ビット価格とアスク価	2. 相場状況の急変や経済指標の発表等により、ビット価格とアスク価
	格のスプレッド幅が広がったり、意図した取引ができなかったりする可	格のスプレッド幅が広がったり、意図した取引ができない可能性があり
	能性があります。	ます。
	(以下、省略)	(以下、省略)
	店頭外国為替証拠金取引のリスクについて	店頭外国為替証拠金取引のリスクについて
3	○金利変動リスク	○金利変動リスク
	店頭外国為替証拠金取引は、通貨の取引に加え当該通貨の金利の交換	店頭外国為替証拠金取引は、通貨の取引に加え当該通貨の金利の交換
	も行われ、日々スワップポイントの受取又は、支払いが発生します。ス	も行われ、日々スワップポイントの受取又は、支払いが発生します。ス
	ワップポイントは、各国の景気や政策などの様々な要因による金利情勢	ワップポイントは、各国の景気や政策などの様々な要因による金利情勢
	を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、その	を反映した市場金利の変化に応じて日々変化します。そのため、その
	時々の金利水準によってスワップポイントの受取又は支払いの金額が	時々の金利水準によってスワップポイントの受取又は支払いの金額が
	変動したり、場合によっては受け払いの方向が逆転 <u>したりする</u> 可能性も	変動したり、場合によっては受け払いの方向が逆転する可能性もありま
	あります。	す。
	また、これに伴い追加の資金が必要になったり、ロスカットラインが	また、これに伴い追加の資金が必要になったり、ロスカットラインが
	近く なったりする 可能性もあります。	近くなる可能性もあります。
4	○スリッページリスク	○スリッページリスク

お客様が成行注文を行う場合、お客様の発注時に取引画面に表示され ている価格と、実際の約定価格との間に差が生じる場合があります。当十示レートよりもお客様に不利なレートで取引が成立することがありま 該差は、お客様端末と当社システムの間の通信及び、お客様の注文を受しす。 け付けた後の当社システムにおける約定処理に要する時間の経過に伴 い発生するもので、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合 もあります。なお、スリッページ幅を設定できる成行注文以外の成行注 文(クイック決済による注文、時間成行、モバイルツールからの成行注 文、AIR版からの注文等)については、当社がお客様の注文を最初に認 識するのは、お客様の注文を当社システムが受け付けたときで、この時 点で当社からお客様に向けて配信した価格と、当社システムにおいて、 実際にお客様の注文を執行する時点で配信し、約定に用いる価格との差 が、当社が把握可能な価格差の部分となります。従って、お客様が実際 にご認識になる価格差は、取引画面上に表示されている価格と約定価格 の差であり、当社が認識可能な価格差と、お客様端末と当社システムの 間の通信にける時間の経過に伴う価格差が加わったものとなります。こ の場合においても、お客様に有利になる場合もあれば、不利になる場合 もあります。

成行注文又は逆指値注文では、為替レートの変動により取引画面の提

○マージンカットにおけるリスク

毎営業日の証拠金維持率判定時刻において、証拠金維持率が100%を 下回った場合には、お客様の発注済み未約定新規注文及び出金予約は全 て取消処理をします。出金予約をされている場合には、その出金予約を 取消します。

振込人名義相違、クイック入金エラー、銀行休業日等により入金期限

○マージンカットにおけるリスク

毎営業日ごとの証拠金維持率判定時刻において、証拠金維持率が 100%を下回った場合には、お客様の発注済み未約定新規注文及び出金 予約は全て取消処理をします。出金予約をされている場合には、その出 金予約を取消します。

振込人名義相違、クイック入金エラー、銀行休業日等により入金期限

までに入金が当社で確認できない場合には、当社がお客様に事前に通知 することなく、お客様の計算において、当社所定の方法で、当該ポジションを反対売買により強制決済(マージンカット)します。入金期限の 終値と翌営業日の始値が乖離する場合、その他理由がある場合には、大きく乖離して約定することがあり、その損失はお客様が当社に預託した 金額以上になる可能性があります。なお、発生した不足金額はお客様が 当社へ速やかに入金するものとします。

│○逆指値注文リスク及びロスカットリスク

逆指値注文はお客様の損失を限定する効果があるものと考えられますが、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大きく変動した場合や、逆指値注文が出ている状態で週末をまたぎ、週末のクローズレートと翌週のオープンレートで乖離がある場合等に、お客様が指定された価格よりも不利な価格で約定する可能性(スリッページの発生)があり、意図していない損失を被ることがあります。また、システム的に設定されている『ロスカットルール』についても同様に、取引におけるお客様の損失を一定の範囲で防ぐ目的ではありますが、市場レートの急激な変動により預託した証拠金以上の損失を被る可能性があります。なお、逆指値注文及びロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レートの中から、約定の可能性が高いと考えられるレートを選択し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。

までに入金が当社で確認できない場合には、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社所定の方法で、当該ポジションを反対売買により強制決済(マージンカット)します。入金期限の終値と翌営業日の始値が乖離する場合、その他理由がある場合には、大きく乖離して約定することがあり、その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる可能性があります。なお、発生した不足金額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。

○ロスカットにおけるリスク

当社の店頭外国為替証拠金取引では、証拠金維持率が50%を下回った段階で保有している全ての建玉を自動的に決済するロスカットルールを設けておりますが、相場の状況・前日の終値と当日の始値が乖離する場合・各メンテナンスの開始前と終了後の価格が乖離している場合・その他理由がある場合には、大きく乖離して約定することがあり、その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる可能性があります。なお、発生した不足金額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。システム障害等の原因により、予定された通りにロスカット取引の手続きが行われなかった場合、想定以上の損失が発生し、又は預かった証拠金以上の損失が発生するおそれがあり、また、その場合の原因が当社の責に帰すことができない事由については、免責とすることがあります。

○指値注文リスク

指値注文は、市場レートがお客様のポジションに対し急激にかつ大き く変動した場合や、指値注文が出ている状態で週末をまたぎ、週末のク ローズレートと翌週のオープンレートで乖離がある場合等においても、 原則として注文価格での約定となるため、当社レート履歴に記載のない レートで約定することがあります。

(その他、省略)

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

口座開設について

(1. 省略)

6 2. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。

(個人のお客様の場合)

- 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
- ※ 反社会的勢力には、法令その他の事情<u>に</u>鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。

(法人のお客様の場合)

- 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
- ※ 反社会的勢力には、法令その他の事情<u>に</u>鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。

(新設)

(その他、省略)

店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて

口座開設について

(1. 省略)

2. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。

(個人のお客様の場合)

- 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
- ※ 反社会的勢力には、法令その他の事情<u>を</u>鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。

(法人のお客様の場合)

- 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
- ※ 反社会的勢力には、法令その他の事情<u>を</u>鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。

<取引担当者基準>

- 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。
- ※ 反社会的勢力には、法令その他の事情<u>に</u>鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。

お取引について

(1.~8. 省略)

10 9. ロスカットルール

お客様の損失が所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済します。詳しくは「14.証拠金」の「(8) ロスカットの取扱い」をご参照ください。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

当社は<u>以下</u>に定める事項にお客様のポジションが該当した際には、ロスカットルールを発動し、お客様に通知することなく、当社所定の方法において当該ポジションを反対売買し、決済します。

・証拠金維持率が50%を下回った場合。

証拠金維持率とはお客様が保有するポジションに係る取引証拠金に 対する純資産の比率であり以下の算式によって求めたものとします。 $\underline{\textbf{c}}$ お、純資産については、「14. 証拠金」の「(9) 用語の説明」をご参

ル、純貧座については、「14. 証拠金」の「(9) 用語の説明」をこる 照ください。

証拠金維持率=純資産額÷ポジション証拠金×100

※ ロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー

<取引担当者基準>

○ 反社会的勢力について以下の点を誓約すること。

反社会的勢力には、法令その他の事情<u>を</u>鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。

お取引について

9. ロスカットルール

お客様の損失が所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済します。詳しくは「14. 証拠金」の「(8) ロスカットの取扱い」をご参照下さい。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

当社は**次の各号**に定める事項にお客様のポジションが該当した際には、ロスカットルールを発動し、お客様に通知することなく、当社所定の方法において当該ポジションを反対売買し、決済します。

- (1) 証拠金維持率が50%を下回った場合。
- (2) 証拠金維持率とはお客様が保有するポジションに係る取引証拠金に対する純資産の比率であり以下の算式によって求めたものとします。

証拠金維持率=純資産額 ÷ ポジション必要証拠金 ×100

※純資産については「14. 証拠金」の「(9) 用語の説明」をご参照

下さい。

(新設)

先からの配信レートの中から、約定の可能性が高いと考えられる レートを選択し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート 履歴に記載のない不利なレートで約定することがあります。

(10.~11.省略)

11 12. 注文の種類

注文の種類は以下のとおりです。詳細は 21 ページの店頭外国為替証 拠金取引に関する主要な用語をご確認ください。

- ●成行●指値●逆指値(ストップ注文)●IFD(イフダン)
- ●OCO (オーシーオー) ●IFO (IFD+OCO) ●トレール
- ●時間成行
- ※ トレール注文は、モバイルからは行えません。
- ※ 成行注文での約定価格は、実際にお客様の注文を約定処理する時 点において、お客様向けに配信した価格をもって約定します。従 って、お客様が注文を出したときの価格とは異なる価格で約定す ることがあります。このときは、お客様にとって有利になる場合 もあれば、不利になる場合もあります。また、相場急変時、注文 の集中等により当該配信価格をもって当社が応じることができ る数量を超えて当社が受注した場合や、お客様が指定したスリッ ページ幅を超える価格変動があった場合等には、お客様の注文が 不成立となる場合もあります。
- ※ 指値注文は、**お客様が指定**された<u>注文</u>価格で約定されます。前日 の終値と始値が乖離する場合にも**お客様が指定された**注文価格

(10.~11.省略)

12. 注文の種類

注文の種類は以下のとおりです。詳細は21ページの店頭外国為 替証拠金取引に関する主要な用語をご覧ください。

- 成行●指値●逆指値(ストップ注文)●IFD(イフダン)
- ●OCO (オーシーオー) ●IFO (IFD+OCO) ●トレール
- ●時間成行
- ※ トレール注文は、モバイルからは行えません。
- ※ 成行注文<u>又は逆指値注文は、取引画面の提示レートよりもお客</u> 様に不利なレートで約定することがあります。

※ 指値注文は<u>注文された</u>価格で約定されます。前日の終値と当日 の始値が乖離する場合にも注文価格で取引が成立いたします。

で取引が成立いたします。相場の状況によっては成行注文より不 利な価格で約定します。

- ※ 逆指値注文は、お客様が指定された注文価格での約定を保証する ものではありません。当社がお客様向けに配信する価格が、買い 注文の場合はお客様が指定した価格以上になったとき、売り注文 の場合はお客様が指定した価格以下になったときに、その配信さ れた価格で約定します。従って、相場の状況によってはお客様が 意図しない損失を被る可能性がございます。なお、当社はカバー 先の提示レートに基づき、ほぼ同時に複数の取引レートをお客様 へ配信する場合があり、取引レートの配信と約定処理順が一致せ ず、お客様が認識する取引レートの配信順どおりに約定しないこ とがあります。
- ※ 指値注文及び逆指値注文は、当社がお客様向けに配信した価格 が、お客様の指定された価格に達した場合に執行されますが、注 文の組み合わせ等により、約定されない可能性があります。

(13.~14.(6)省略)

14. 証拠金

12 (7) 追加証拠金の取扱い

> 毎営業日のマーケットクローズ後メンテナンス中の証拠金維持率判 定において、証拠金維持率が100%を下回った場合、追加証拠金が発生 します。追加証拠金が発生した場合は、当社は以下に定める事項を、お 客様に通知することなく、当社所定の方法においてできるものとしま│お客様に通知することなく、当社所定の方法においてできるものとしま す。

相場の状況によっては成行注文より不利な価格で約定します。

※ 逆指値注文は**指定レート**での約定を保証するものではありま せん。相場の状況によってはお客様が意図しない損失を被る可 能性がございます。

※ 指値注文及び逆指値注文は、当社提示レートが指定レートに達 した場合に執行されますが、注文の組み合わせ等により、約定 されない可能性がございます。

(13.~14.(6)省略)

14. 証拠金

(7) 追加証拠金の取扱い

毎営業日のマーケットクローズ後メンテナンス中の証拠金維持率判 定において、証拠金維持率が100%を下回った場合、追加証拠金が発生 します。 追加証拠金が発生した場合は、当社は次の各号に定める事項を、 す。

- ①新規取引の停止
- ②出金予約及び振替出金の停止
- ③全ての発注済みの未約定新規注文の取消
- ④出金予約済みの場合は、出金予約の取消(出金予約の取消で、 追加証拠金額が0円になった場合は、追加証拠金のご入金は必 要ありません。)

追加証拠金が発生した場合は、お客様は、以下の期日までに、以下の いずれかの方法**により**追加証拠金額を0円とする必要があります。

- ①追加証拠金額以上のご入金をすること(CFD 口座からの振替入金も含みます。)。
- ②未決済ポジションの全部を決済すること。
- ③未決済ポジションの一部決済、または、未決済ポジションの一部決済と追加証拠金額の一部入金により追加証拠金を0円とすること。

(以下、省略)

(8) ロスカットの取扱い

ロスカットラインである証拠金維持率が 50%を下回った場合、全 ての未約定注文を取り消し、即時にすべての未決済建玉をロスカット します。また、その損失の額が預入証拠金の額を上回ることがありま す。なお、証拠金維持率は以下の式となります。

証拠金維持率=純資産÷ポジション証拠金×100

※ 逆指値注文の指定価格によっては、ロスカット注文を優先する場

- ①新規取引の停止
- ②出金予約及び振替出金の停止
- ③全ての発注済みの未約定新規注文の取消
- ④出金予約済みの場合は、出金予約の取消(出金予約の取消で、 追加証拠金額が0円になった場合は、追加証拠金のご入金は 必要ありません。)

追加証拠金が発生した場合は、お客様は、以下の期日までに、以下のいずれかの方法<u>で追加証拠金の差し入れ等で</u>追加証拠金額を 0 円とする必要があります。

- ① 追加証拠金額以上のご入金をすること (CFD 口座からの振替 入金も含みます。)。
- ②未決済ポジションの全部を決済すること。
- ③未決済ポジションの一部決済、または、未決済ポジションの一部決済と追加証拠金額の一部入金により追加証拠金を0円とすること。

(以下、省略)

(8) ロスカットの取扱い

ロスカットラインである証拠金維持率が 50%を下回った場合、全 ての未約定注文を取り消し、即時にすべての未決済建玉をロスカット します。また、その損失の額が預入証拠金の額を上回ることがありま す。なお、証拠金維持率は以下の式となります。

証拠金維持率=純資産÷ポジション証拠金×100

※ 逆指値注文の設定した価格によっては、ロスカット注文を優先す

合があります。

※ ロスカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。急激な相場変動など為替レートの状況によっては、損失の額がお客様の預託されている証拠金を上回り、証拠金残高がマイナスとなる場合があります。

(以下、省略)

- 15. 証拠金等の入金・出金
- (1) 証拠金等の入金

(涂中省略)

16

- ※ クイック入金とはオンラインにて当社提携金融機関よりお客様 の口座にお振込ができるサービスです。
- ※ 振替入金とは、お取引口座間の資金の出金可能額を振替ができる サービスです。
- ※ クイック入金は即時入金を保証するものではなく、お客様による 手続きや通信回線状況等の不具合によっては入金が翌営業日以 降になることがあります。この場合に生じた損失、機会利益の逸 失、費用負担については一切の責任を負いません。
- ※ クイック入金の上限額は、1回につき1億円未満になります。
- ※ <u>海外からのご入金は受付け出来ません。また、海外にある銀行口</u> 座等への出金も出来ません。

(以下、省略)

(「店頭外国為替証拠金取引の手続きについて」、「店頭外国為替証拠金

る場合があります。

※ ロスカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。急激な相場変動など為替レートの状況によっては、損失の額がお客様の預託されている証拠金を上回り、証拠金残高がマイナスとなる場合があります。

(以下、省略)

- 15. 証拠金等の入金・出金
- (1) 証拠金等の入金

(途中省略)

- ※ クイック入金とはオンラインにて当社提携金融機関よりお客様 の口座にお振込ができるサービスです。
- ※ 振替入金とは、お取引口座間の資金の出金可能額を振替ができる サービスです。
- ※ クイック入金は即時入金を保証するものではなく、お客様による 手続きや通信回線状況等の不具合によっては入金が翌営業日以 降になることがあります。この場合に生じた損失、機会利益の逸 失、費用負担については一切の責任を負いません。
- ※ クイック入金の上限額は、1回につき1億円未満になります。

(新設)

(以下、省略)

(「店頭外国為替証拠金取引の手続きについて」、「店頭外国為替証拠金

取引行為に関する禁止行為」省略)

店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義

21 ┃□相対取引(あいたいとりひき)

金融<u>商品</u>取引業者がお客様に対する取引の相手方となる取引。店頭 取引ともいいます。

□ 逆指値注文(ぎゃくさしねちゅうもん)

現在のレートよりも<u>お客様にとって</u>不利なレート<u>をお客様が指定して</u>発注する<u>注文方法です。</u>現在のアスクより高い価格で買う、又は、現在のビッドより安い価格で売る注文になります。<u>買い注文の</u>場合は取引レートのアスクがお客様の指定した価格以上になること、売り注文の場合は取引レートのビッドがお客様の指定した価格以下になることで、当該取引レートの価格により約定します。従って、逆指値注文はお客様が指定された注文価格での約定を保証するものではなく、相場の状況によっては、お客様が意図しない損失を被る可能性があり、お客様にとって約定価格が注文価格よりも不利な価格となる場合があることに注意が必要です。なお、当社はカバー先の提示レートに基づき、ほぼ同時に複数の取引レートをお客様へ配信する場合があり、取引レートの配信と約定処理順が一致せず、お客様が認識する取引レートの配信順どおりに約定しないことがあります。

取引行為に関する禁止行為」省略)

店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義

□相対取引(あいたいとりひき)

金融取引業者がお客様に対する取引の相手方となる取引。店頭取引ともいいます。

□ 逆指値注文(ぎゃくさしねちゅうもん)

逆指値注文は指定レートでの約定を保証するものではありません。 相場の状況によってはお客様が意図しない損失を被る可能性がございます。(削除) 現在のレートよりも不利なレートで発注することをいいます。現在のアスクより高い価格で買う、又は、現在のビッドより安い価格で売る注文になります。指定したレートに到達した時点で成行注文になり、売買する注文方法のことをいいます。市場の状況により、約定価格は注文価格と乖離することがあるので注意が必要です。 22 □時間成行注文(じかんなりゆきちゅうもん)

成行注文が執行される時刻を指定することができる注文方法のことです(レートを指定することはできません)。また、指値・逆指値で時間成行オプションを使って注文すると、指定時刻までに指値・逆指値が成立しなかった場合、自動的に成行注文に切り替わり、その時刻のレートで注文を執行する取引方法となります。なお、お客様が指定された時間に成行注文が発注されますが、市場の状況によっては、お客様が指定された時間で約定が成立しないことがあります。この場合、当該注文は注文中の状態となり、約定が成立するまで約1分毎に成行注文を継続して発注します。

□スリッページ (すりっぺーじ) Slippage

成行注文や逆指値注文が成立する時に、注文時の表示価格<u>(逆指値</u> **注文の場合は、注文価格)** と実際の約定価格との差額をいいます。 成行注文ではあらかじめ許容範囲を設定することも可能です<u>(スリ</u> ッページ幅を設定できない成行注文もあります)。

□スポット(取引)**(すぽっと)**—Spot

直物取引のことをいう。為替市場においては、契約成立から2営業 日以内の取引となります。

□スワップポイント (すわっぷぽいんと) —Swap Point

スワップポイントとは、高金利通貨と低金利通貨の2通貨間の金利 差調整額のことをいいます。ロールオーバーするごとに発生し、従

□時間成行注文(じかんなりゆきちゅうもん)

成行注文が執行される時刻を指定することができる注文方法のことです(レートを指定することはできません)。また、指値・逆指値で時間成行オプションを使って注文すると、指定時刻までに指値・逆指値が成立しなかった場合、自動的に成行注文に切り替わり、その時刻のレートで注文を執行する取引方法となります。

□スリッページSlippage

成行注文や逆指値注文が成立する時に、注文時の表示価格と実際の 約定価格との差額をいいます。成行注文ではあらかじめ許容範囲を 設定することも可能です。

□スポット(取引)—Spot

直物取引のことをいう。為替市場においては、契約成立から**2**営業 日以内の取引となります。

□スワップポイント—Swap Point

スワップポイントとは、高金利通貨と低金利通貨の2通貨間の金利 差調整額のことをいいます。ロールオーバーするごとに発生し、従 って、決済による損益の結果は、通貨価格の変動のほか、スワップ ポイントの変動にも影響を受けますので注意が必要です。

23 □成行注文(なりゆきちゅうもん)

注文価格を指定しないで出す注文方法で<u>、必ずしもお客様が注文を</u> 発注した時点で、当社がお客様向けに配信した価格で約定すること を保証する注文ではありません。

当社では、スリッページを設定できる成行注文(パソコンからの成行注文)と、スリッページを設定できない成行注文(クイック決済による注文、時間成行、モバイルツールからの成行注文、AIR版からの注文等)があります。当該両方の成行注文では、お客様の注文を当社システムで受け付け、実際にお客様の注文を約定処理する時点において、お客様向けに配信した価格で約定します。ただし、スリッページを設定できる成行注文においては、お客様が注文を発注されたときに、当社がお客様向けに配信した価格と、お客様の注文を約定処理する時点において、当社がお客様向けに配信した価格との差が、お客様が設定したスリッページ幅を超える場合は、お客様の注文は不成立となります。また、相場急変時、注文の集中等により当該配信価格をもって当社が応じることができる数量を超えて当社が受注した場合や、お客様が指定したスリッページ幅を超える価格変動があった場合等には、お客様の注文が不成立となることがあります。

□ビット (びっと) ―BID

って、決済による損益の結果は、通貨価格の変動のほか、スワップ ポイントの変動にも影響を受けますので注意が必要です。

□成行注文(なりゆきちゅうもん)

注文価格を指定しないで出す注文方法で<u>す。買い注文であればアス</u>ク以上、売り注文ではビッド以下での約定となります。(急激な相場変動或は通信回線の状況等により、必ずしも発注時の表示価格で約定を保障するものではありません。)

□ビット**–**BID

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨 の申出をすることをいいます。お客様はその価格で売り付けること ができます。

 \square マージンカット (まーじんかっと) $_$ Margin cut

毎営業日のマーケットクローズ後に、証拠金維持率判定を行っており、当該時点において証拠金維持率が100%を下回った場合、翌営業日のオープン時点で追加証拠金が発生します(この日を追加証拠金発生日といいます)。追加証拠金発生日の終了時点までに追加証拠金額が0円とならない場合に、追加証拠金発生日の翌営業日のマーケットオープン後に、お客様の全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。

(例えば、金曜日のマーケットクローズ時点(土曜日早朝)で証拠 金維持率が100%を下回っていた場合、翌営業日である月曜日のマ ーケットクローズ (火曜日の早朝)までに追加証拠金が0円となら なければマージンカットとなります。)

(その他省略)

平成21年7月1日 制定

平成21年9月1日 改訂

平成21年9月14日 改訂

平成21年9月29日 改訂

平成21年10月29日 改訂

平成21年11月27日 改訂

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨 の申出をすることをいいます。お客様はその価格で売り付けること ができます。

□マージンカット—Margin cut

追加証拠金発生日のマーケットクローズ後のメンテナンス開始前 までに、追加証拠金額が0円とならない場合に、追加証拠金発生日 の翌営業日のマーケットオープン後に、お客様の全ての未決済ポジ ションを反対売買により強制決済することをいいます。

(その他省略)

平成21年7月1日 制定

平成21年9月1日 改訂

平成21年9月14日 改訂

平成21年9月29日 改訂

平成21年10月29日 改訂

平成21年11月27日 改訂

	平成21年12月7日 改訂	平成21年12月7日 改訂
	平成21年12月18日 改訂	平成21年12月18日 改訂
	平成21年12月30日 改訂	平成21年12月30日 改訂
	平成22年1月25日 改訂	平成22年1月25日 改訂
	平成22年4月1日 改訂	平成22年4月1日 改訂
	平成22年5月22日 改訂	平成22年5月22日 改訂
	平成22年7月17日 改訂	平成22年7月17日 改訂
	平成22年11月27日 改訂	平成22年11月27日 改訂
	平成22年12月25日 改訂	平成22年12月25日 改訂
	平成23年3月19日 改訂	平成23年3月19日 改訂
	平成23年5月14日 改訂	平成23年5月14日 改訂
	平成23年7月30日改訂	平成23年7月30日改訂
	平成23年12月24日改訂	平成23年12月24日改訂
	平成24年1月28日改訂	平成24年1月28日改訂
	平成24年5月12日改訂	平成24年5月12日改訂
	平成24年9月29日改訂	平成24年9月29日改訂
	平成24年11月17日改訂	平成24年11月17日改訂
	平成25年4月13日改訂	平成25年4月13日改訂
25	平成 25 年 5 月 11 日改訂	